

京 都 大 学 文 献 複 写 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
(前 略) (文献複写料金の納付) 第4条 前条の承認を得た者は、文献複写料金を前納しなければならない。 2 文献複写料金は、別表1に規定する額及び複写物の送料の合算額とする。 3 第1項の規定にかかわらず、<u>前条の承認を得た者が次の各号に掲げる機関である場合又は図書館が指定する委託業者を通して文献複写料金を支払う場合には、文献複写料金を後納とする。</u> (1)～(11) (略) 4 前項の規定により文献複写料金を後納する場合(<u>文献複写を依頼する者が前項第1号の機関である場合を除く。</u>)は、その支払にあたり、次の事項を守らなければならない。 (1)・(2) (略) 5 第2項の規定にかかわらず、<u>文献複写を依頼する者が第3項第9号又は第10号の機関で、かつ、当該機関が文献複写料金の支払に国際図書館連盟が発行する文献複写等の料金清算専用の利用券(以下「バウチャー」という。)を用いる場合の文献複写料金は、別表2に規定する額とする。</u> 6 (略)	(文献複写料金の納付) 第4条 前条の承認を得た者(<u>以下「利用者」という。</u>)は、文献複写料金を前納しなければならない。 2 (同 左) 3 第1項の規定にかかわらず、<u>利用者が次の各号に掲げる機関である場合又は図書館が指定する委託業者を通して文献複写料金を支払う場合には、文献複写料金を後納とする。</u> (1)～(11) (同 左) 4 前項の規定により文献複写料金を後納する場合(<u>利用者が前項第1号の機関である場合を除く。</u>)は、その支払にあたり、次の事項を守らなければならない。 (1)・(2) (同 左) 5 第2項の規定にかかわらず、<u>利用者が第3項第9号又は第10号の機関で、かつ、当該機関が文献複写料金の支払に国際図書館連盟が発行する文献複写等の料金清算専用の利用券(以下「バウチャー」という。)を用いる場合の文献複写料金は、別表2に規定する額とする。</u> 6 (同 左) <u>(規程の変更)</u> <u>第5条 総長は、次の各号に掲げる場合には、利用者の同意を得ることなくこの規程を変更できるものとする。</u> <u>(1) 規程の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき。</u> <u>(2) 規程の変更が、第2条の目的に反せず、かつ、図書館の管理上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。</u> 2 前項による規程の変更にあたっては、<u>規程の変更をする旨及び変更後の規程の内容並びに変更の効力発生日を、当該効力発生日までに相</u>

改 正 前	改 正 後
(その他) <u>第5条</u> (略) (後 略)	<u>当な期間において本学ホームページに掲示し、</u> <u>又は利用者に電子メール若しくは文書で通知</u> <u>するものとする。</u> (その他) <u>第6条</u> (同 左) 附 則 (令和8年7月総長裁定) この規則は、令和8年7月22日から施行する。